

一宮市業務継続計画(BCP)

【新型コロナウイルス編】

令和3年2月

一宮市

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 1章 | はじめに | 1 |
| 1 | 本計画の目的及び趣旨 | 1 |
| 2 | 一宮市業務継続計画〔新型コロナウイルス編〕との関係 | 1 |
| 2章 | 新型コロナウイルス感染症について | 2 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症とは | 2 |
| 2 | ウイルスの特徴 | 2 |
| 3 | コロナウイルスの特徴 | 3 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症の様相 | 3 |
| 3章 | 被害状況の想定 | 4 |
| 4章 | 感染拡大時の体制 | 5 |
| 1 | 職務代行について | 5 |
| 2 | 応援職員の確保について | 5 |
| 3 | 市施設の対応について | 5 |
| 5章 | 感染拡大時の業務継続 | 6 |
| 1 | 感染拡大時の業務継続とは | 6 |
| (1) | 重要・優先業務を継続させる【継続業務】 | 6 |
| (2) | 通常業務を縮小し、一部の業務を中断する【中断業務】 | 6 |
| (3) | 新たに発生する業務 | 6 |
| 2 | 段階的な業務縮小の実施について | 6 |
| 6章 | 各部における業務継続計画 | 7 |

1章 はじめに

1 本計画の目的及び趣旨

自然災害発生時や感染症大流行時においては、通常時と比較し、人・物資等利用できる資源が制約される状況となります。このような状況下においても、市は重要業務中断による行政機能の低下、信頼損失、市民生活への支障を最小限にとどめ、必要な業務を遂行していくことが求められます。

このような限られた要員や資源のもとで必要な業務を遂行していくためには、通常業務を大幅に縮小し、重要な業務を優先し遂行することが必要となりますが、重要業務や優先される業務が予め明確化されていないと、遂行すべき業務が不明確となるばかりでなく、資源の投入が分散し、結果としてすべての業務が途絶え、復旧が遅れることにもなりかねません。

本計画では、こうした危機が発生した場合の危機管理体制として、必要な行政サービスを維持し重要業務の中断を防ぐために策定するもので、予め継続する重要業務の絞込みを考えておくとともに、業務の継続や早期の復旧に必要な具体的な対応策等の基本的な事項について定めます。

2 一宮市業務継続計画〔新型インフルエンザ編〕との関係

業務継続の計画は、本来、対象となるリスクごとに策定されるのではなく、一つの計画により想定されるリスクすべてに対応することが望ましいと考えられます。このため2019年に中国で発生が確認された新型コロナウイルス感染症に対する業務継続の計画を検討するに当たっても、本市が平成24年度に策定した一宮市業務継続計画〔新型インフルエンザ編〕との間に共通の目的や方針があることから、本計画の策定については一宮市業務継続計画〔新型インフルエンザ編〕及び一宮市新型インフルエンザ対策行動計画を応用することとします。

2章 新型コロナウイルス感染症について

1 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、2019年12月31日に中国湖北省武漢市で病因不明の肺炎の集団発生として報告され、2021年1月4日までに216カ国に感染が拡大し、世界で約8,400万人が感染、約180万人が死亡する事態となっています。日本では、2020年1月16日に国内に停泊していたクルーズ船内で初めてその感染が確認され、政府は2月1日に同感染症を指定感染症に指定、3月14日には新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に追加しました。その後も、国内における感染は拡大し、2021年1月4日時点では約24万人が感染、約3,600人が死亡しています。

2 ウイルスの特徴

哺乳類や鳥類に病気を引き起こすウイルスは、拡大率の高い電子顕微鏡でないと見ることができない約0.02~0.3 μm (ミクロン) の大きさと言われています。一方で、「サージカルマスク」と言われている一般的な不織布製のマスク目の細かさは、3 μm 以上であるため、ウイルスが飛沫 (しぶき) に紛れ込んだ場合には感染予防として意味をなすものの、ウイルス単体で空気中を浮遊している場合には感染予防として意味をなしません。

ウイルスは、気温と湿度の条件が変わると、その活動が大きく変化します。湿度50%程度の条件下において、気温が8度程度の環境下では6時間が経過してもウイルスの約40%程度が生存しますが、気温が22度程度の環境下ではウイルスの生存率は3%程度に低下します。一方、気温22度程度の条件下において、湿度が20%程度の環境下では6時間が経過してもウイルスの65%程度が生存しますが、湿度が50%程度の環境下ではウイルスの生存率は3%程度に低下します。つまり、ウイルスは低温・低湿度の冬場において活動を活発化させ、高温・高湿度の夏場において活動を減衰させます。

感染力が高いウイルスは致死率が低く、毒性が強いウイルスは感染力 (伝播力) が限定的となります。2012年にサウジアラビアで発生した中東呼吸器症候群コロナウイルス (MERS-CoV) の感染による患者は、2019年11月末までに27カ国で2,494人の感染者、858人が死亡しています (致死率34.4%)。一方で、2009年に発生したブタ由来の新型インフルエンザ H1N1 は弱毒性のまま感染力が変化したために世界的な流行 (パンデミック) をもたらし、2010年4月までに214の国と地域で少なくとも400万人が感染し、17,798人が死亡しました (致死率0.045%)。

新型ウイルスは、ワクチンが存在せずヒトが抗体を持たないために容易に感染が拡大する傾向にあります。また、ウイルスは、遺伝子変異を伴いながら伝播することがあり、その場合は発生当初に認識された感染力、毒性が変化するために注意が必要です。2003年に発生し、2005年に拡大したトリ由来の新型インフルエンザ H5N1 はその典型例であり、インドネシアでは135人が感染し、うち110人が死亡する事態となりました (致死率81.5%)。遺伝子変異により毒性が強毒化したものとみられています。

3 コロナウイルスの特徴

コロナウイルス (coronavirus) は多くのウイルスのうちの1つです。トリには上気道疾患、ウシやブタには下痢、ヒトでは、風邪を含む呼吸器感染症などを引き起こします。「コロナウイルス」という名前は、ウイルス粒子の特徴的な外観 (王冠または太陽コロナを連想させる周縁) から由来します。コロナウイルスの種特異性 (ある種は共通にもっているが、他の種には認められない特色) は高く、種の壁を越えて他の動物に感染することはほとんどありません。

ヒトに日常的に感染する4種類のコロナウイルス (Human Coronavirus : HCoV) は、HCoV-229E、HCoV-OC43、HCoV-NL63、HCoV-HKU1です。風邪の10~15% (流行期35%) はこれら4種類のコロナウイルスを原因としています。冬季に流行のピークが見られ、ほとんどの子どもは6歳までに感染を経験します。多くの感染者は軽症だが、高熱を引き起こすこともあります。

2002年に中国広東省で発生し、8,069人の感染者、775人の死亡者 (致死率9.6%) を出した重症急性呼吸器症候群コロナウイルス (SARS-CoV) は、コウモリのコロナウイルスがヒトに感染して重症肺炎を引き起こすようになったと考えられています。ヒトからヒトへの伝播が市中において咳や飛沫を介して起こり、また、医療従事者への感染も頻繁に見られました。死亡した人の多くは高齢者や、心臓病、糖尿病等の基礎疾患をもともと患っていた人でした。子どもにはほとんど感染せず、感染した例では軽症の呼吸器症状を示すのみでした。

4 新型コロナウイルス感染症の様相

2019年12月31日に中国湖北省武漢市で病因不明の肺炎の集団発生が報告されて以降、世界的な感染の広がりを見せている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、コウモリないしはヘビのコロナウイルスがヒトに感染して重症肺炎を引き起こすようになったと考えられています。

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、日常的に感染する4種類のコロナウイルスと同様に咳、飛沫、接触による感染、それに加えSARSやMERSと同様に便による経口感染 (糞口感染) も確認されています。

潜伏期間は1日から12.5日とされています。発症早期で肺炎を合併することもあります。ほとんどは発熱・鼻汁・喉の痛み・咳といった一般的な上気道炎の症状のため、それが新型コロナウイルス感染症であるか否かを即時に判別するのが困難とされてきましたが、現在では、これまでのPCR検査に加え抗原検査の実施が可能となったことから、比較的短時間で判定できるようになりました。

2021年1月現在では、新型コロナウイルス感染症に一定の有効性を持つとされるワクチンが、国外の製薬会社の数社によって製造されることとなり、日本においても、2021年の前半からこれらのワクチン接種の実施が予定されています。しかしながら、より感染力が強いとされる新型コロナウイルス感染症の変異種が欧州で報告されるなど、未だ予断を許さない状況となっています。

3章 被害状況の想定

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合、人は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになります。新型インフルエンザ等の感染症の発生規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さにより異なることから、現時点でその流行規模を予測することは困難ですが、都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送、交通網の発達などの社会情勢の大きな変化により、過去の流行に比して感染速度はより速く、感染範囲はより広がることが予想されるとともに、患者、重症患者の発生数もより多数に上ると考えられます。

政府行動計画では、米国疾病予防管理センターの推計モデルにより試算した推計値をもとに、流行規模の想定を行っており、「全人口の25%が罹患する」と想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っています。(アジアインフルエンザ等を中程度(致命率0.53%)、スペインインフルエンザを重度(致命率2%)として推計。)

新型のウイルス感染症が流行した場合の一宮市における入院患者数、死亡者数の推計にあたっては、国及び県が試算した推計値をもとに試算しますが、現在進行形で流行する未知のウイルスについては、流行が終息しなければ試算ができません。このため、過去に流行した新型インフルエンザが強毒性のウイルスとして想定した経緯から、今後の未知の新型のウイルスによる感染症についても、新型インフルエンザと同様に被害を想定することとします。

なお、過去に想定した新型インフルエンザの被害規模は、全人口の約25%が罹患し、一宮市内における医療機関受診患者数を最大7万5千人、入院患者数を最大6千2百人、死亡者数を最大千9百人と想定し、職員本人の発症に加え、家族の看護や学校の臨時休校、福祉サービスの休止等により、職員の最大40%程度が欠勤するという事態を想定しています。また地震等の自然災害とは異なるため、公共施設や公共交通機関、道路、電気、ガス、水道施設をはじめ、一般住宅や企業等への物的被害はないものとします。

4章 感染拡大時の体制

1 職務代行について

市内における感染症の拡大が著しく、万が一、首長が不在となる状況になったとしても、組織内の業務が円滑に進むように職務代行順位を次のように定めます。

| | |
|------|----------|
| 第1順位 | 副市長 |
| 第2順位 | 危機管理監 |
| 第3順位 | 危機管理担当課長 |

2 応援職員の確保について

職員が感染者もしくは濃厚接触者となった場合、他の職員や市民への感染拡大を防止する対策を講じることが重要となります。

また、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署や周辺の部署は一時的に閉鎖する場合がありますが、必要な市民サービスの提供については、本来よりも業務の縮小は想定されるものの可能な限り対応する必要があります。

こうしたことから、各課（公所）において感染者が発生した場合に想定される対応とその対応に当たる応援候補者リストを作成し、業務の継続に必要な職員の確保に努めます。

3 市施設の対応について

市内の感染が拡大し、国または県が発出する不要不急の外出の自粛や本市が緊急事態宣言の対象地域となった場合、更なる感染の拡大を防止する目的から、市の公共施設の閉鎖・閉館措置を行います。

この措置は、施設ごとの用途によって対応が異なることから、一宮市新型コロナウイルス対策本部会議において方針を決定し、市公式ウェブサイトや各種 SNS を通じて情報を発信します。

また、施設の閉鎖・閉館に係る貸し館のキャンセル料・使用料の返還についても同様とします。

5章 感染拡大時の業務継続

1 感染拡大時の業務継続とは

新型コロナウイルスの流行時には、業務に必要な要員や物資などの不足が見込まれます。そのような状況下において市は、市民の生命と健康を守り、市民生活と社会機能を維持することを最優先課題として、感染拡大防止策を実施するとともに、必要な市民サービスを維持する必要があります。そこで、業務継続についての基本的な考え方を次のとおりとします。

(1) 重要・優先業務を継続させる【継続業務】

人命に関わる業務、市民生活の維持に不可欠な重要・優先業務等についてのみを継続業務として位置づけ、ほぼ通常どおりの業務を継続します。そのために必要な体制や環境などについて、事前の対策を準備します。

(2) 通常業務を縮小し、一部の業務を中断する【中断業務】

新型コロナウイルス対策業務や継続業務を行うため、新型コロナウイルスの流行規模等に応じ、重要・優先業務以外の通常業務を縮小し、一部の業務を中断・停止します。中断・停止する業務は、中断業務として位置づけ、予め定めておきます。

(3) 新たに発生する業務

市内における新型コロナウイルスの感染拡大防止業務や、国や県が行う感染症対策事業の実施に伴う業務が該当します。これらの中には国や県が行う休業要請に係る交付金事業の一部や、ワクチン接種事業等も含まれます。

2 段階的な業務縮小の実施について

重要・優先業務を継続させるために、中断する業務を段階的に設定します。段階は平時の状態から3段階まで設定し、最初に中断する業務、次に中断する業務を定め、最終的に中断することがない業務を継続業務とします。各段階へは、一宮市新型コロナウイルス対策本部会議内において、本部長の決定により移行します。

6章 各部における業務継続計画

| 総合政策部 | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 秘書課 | 市長・副市長のスケジュール管理・調整 市長・副市長送迎業務 叙位・叙勲進達関連事務 | 市政記念式典関連業務 後援・共催名義使用許可事務 表彰(叙勲・条列表彰を除く)関連業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 市長・副市長の来客(来訪)キャンセル連絡事務 |
| 広報課 | ウェブサイトでの情報発信 一宮市日刊記者会への情報提供 SNSによる情報発信 | イベント情報の提供 | 広報紙(広報一宮)の作成・発行 映像広報の制作・放送 音声広報の制作・放送 広聴業務 | 映像広報による緊急情報の発信 音声広報による緊急情報の発信 映像記録の撮影 |
| 政策課 | 幹部会議の開催 | 自衛官募集事務 事務の改善研究に関する事務 広域行政に関する業務 まち・ひと・しごと創生推進会議の開催 | 継続業務以外の全ての業務 | |
| 100周年推進室 | | 100周年記念事業に係る業務 いちのみや市100周年実行委員会に係る事務 | 既に中断した業務と想定される新たな業務以外の全ての業務 | イベント等の中止に係る業務 |
| 市民協働課 | 町会長等に関する業務 | 町会長連区代表者連絡協議会の開催 地縁による団体の認可に関する業務 地域づくり協議会連絡会の開催 交通安全指導に関する業務 防犯に関する業務 市民活動の推進に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 町会長等への情報提供 |
| 交通政策課 | i-バス・i-バスミニの運行に関する業務 | 駐輪場の管理に関する業務 放置禁止区域等の自転車対策に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|----------|--|---|-----------------------------|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 中核市移行推進課 | <p>中核市の指定を受けるための法令上の手続</p> <p>中核市移行に関する条例整備</p> <p>中核市移行に係る移譲事務の実施準備</p> | <p>出前講座</p> <p>広報への記事掲載</p> <p>中核市移行記念式典の準備・実施</p> <p>中核市移行PR用品の作成・掲示・配布等</p> <p>ウェブサイトでの情報発信</p> | 継続業務以外の全ての業務 | |
| 危機管理課 | 災害対策本部設置・運営業務 | <p>自主防災組織等の育成及び指導に関する業務</p> <p>地域防災計画に関する業務</p> | 既に中断した業務と想定される新たな業務以外の全ての業務 | <p>新型コロナウイルス感染症対策本部に関する業務</p> <p>情報収集と情報発信に関する業務</p> <p>市民への感染予防対策の周知 ウェブサイト・ツイッター等</p> <p>感染予防対策物品の購入・備蓄</p> <p>関係機関との連絡調整</p> <p>各課との連絡調整、想定される新たな業務への対応</p> |

総務部

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|---------|--|--|--|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 行政課 | 土地名称変更証明の発行 寄附の受領 自己情報開示請求書受付 郵便物受領及び発送 情報公開受付 国勢調査 各種統計調査 | 公平委員会開催 有料広告募集・審査 マイナポータル端末関係 文書の保存管理業務 調査員管理 | 陳情・請願に関する業務 庁内印刷業務 統計書作成 その他継続業務以外の全ての業務 | |
| 選挙管理委員会 | 選挙人名簿等の管理、閲覧等 選挙管理委員会の開催 選挙の執行管理 | 明るい選挙の推進に関する業務 選挙の街頭啓発 | 継続業務以外の全ての業務 | 投票所・開票所における感染防止対策の確認・周知 投票所・開票所へのマスク・消毒薬等の手配 感染等により従事できなくなった職員の代替職員の手配 |
| 人事課 | 採用、退職等に関する業務 給与支払業務 | 互助会業務 職員研修業務 職員安全衛生管理業務 職員健康診断業務 特別職報酬等審議会に関する業務 | 公務災害業務 職員の年金、健康保険に関する業務 公益通報に関する業務 人事異動業務 職員団体に関する業務 | 職員の感染症予防対策 職員の勤務状況把握 応援の必要な所属に対しての人員配置 |
| 情報推進課 | ネットワークの整備及び管理 基幹系システムの整備及び管理 庁内情報系システムの整備及び管理 | 電算室入退室管理システムの整備及び管理 | 継続業務以外の全ての業務 | 情報セキュリティポリシー及び各システムの制限事項の例外運用 |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|--------|---|--|---------------------|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 契約課 | <p>感染拡大防止策の実施と必要な市民サービスを維持するために必要な物品(燃料、エネルギーを含む)の調達</p> <p>共通物品の出納及び保管</p> | <p>物品調達にかかる入札・契約業務のうち、緊急度、重要度の低いもの</p> <p>工事関係の入札及び契約締結に関する業務(感染対策のため新たに発生するものを除く)</p> <p>不用物品の売却</p> <p>あいち電子調達共同システム(CALS/EC)関係事務</p> <p>入札参加資格者名簿整備</p> <p>競争入札参加者審査委員会に関する業務</p> <p>入札監視委員会に関する業務</p> <p>総合評価審査委員会に関する業務</p> | <p>継続業務以外の全ての業務</p> | <p>感染防止対策資器材等の調達に関する情報収集</p> <p>感染患者や遺体の急増に対応するために必要となる施設の整備に関連する工事の契約事務</p> <p>救援物資の受入れ及び管理にかかる業務</p> |
| 工事検査課 | 土木、建築工事検査(最小限) | 継続業務以外のすべての業務 | | |

| 財務部 | | | | |
|--------|--|---|---|------------|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 財政課 | 当初予算、補正予算の編成事務 市債の償還事務 | 財政健全化に関する業務 決算統計・公会計に関する業務 PFIに関する業務 | 市債の借入に関する業務 地方交付税に関する業務 予算の執行管理に関する業務 | 対策経費の予算措置 |
| 管財課 | 本庁舎の管理に関する業務 電話交換業務 本庁舎受付案内業務 本庁舎警備・宿直業務 本庁舎来庁者駐車場管理業務 市自動車整理場管理業務 公共駐車場管理業務 公用車管理業務 | 普通財産等の管理・処分に関する業務 公共施設等総合管理計画業務 交通安全啓発業務 | 市有財産の災害共済に関する業務 全国市長会市民総合賠償補償保険に関する業務 公有財産の貸付け及び目的外使用許可に関する業務 基金及び債権管理関係業務 | |
| 市民税課 | 個人の市県民税の賦課に関し期日が定められている業務 法人市県民税、事業所税、市たばこ税、入湯税の申告に関する事務 所得証明等、証明書の発行業務 臨時運行許可業務 原動機付自転車標識交付・返納受付 固定資産評価審査委員会に対する審査申し出の受付 | 雑・一時所得調書等の調査賦課業務 未申告の者・法人の調査業務 扶養等の調査業務 軽自動車税の実態調査業務 | 継続業務以外の全ての業務 | |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|--------|--|---|---|------------|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 資産税課 | 固定資産税の賦課に関し期日が定められている業務 固定資産税に関する各種証明書の発行 | 現地調査業務 税務署での資料閲覧業務 | 継続業務以外の全ての業務 | |
| 納税課 | 収納管理業務 | 延滞金に関する事務 滞納者の各種調査に関する業務 差押・公売に関する事務 催告に関する事務 納税推進センターに委託した業務 | 過誤納金に関する事務 督促に関する事務 納税者面接納付に関する事務 口座振替に関する業務 | |

市民健康部

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|-----------|---|--|---|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 市民課 | <p>戸籍届書(死産届合)受付業務</p> <p>埋火葬許可証、斎場使用許可証発行業務</p> <p>斎場使用受付業務</p> <p>住民票・戸籍・印鑑等の証明書発行業務</p> <p>印鑑登録業務</p> <p>郵送受付処理業務</p> <p>住民異動届受付および関連業務</p> <p>住民基本台帳業務における支援措置申出受付事務</p> <p>外国人住民の事務および出入国在留管理庁情報連携業務</p> <p>旅券交付業務</p> | <p>個人番号カード等発行業務</p> <p>公的個人認証サービス業務</p> <p>住民実態調査に関する事務</p> <p>住民基本台帳閲覧業務</p> <p>旅券申請業務</p> <p>収入印紙等販売業務</p> <p>特別永住者証明書交付事務</p> | <p>既に中断した業務と想定される新たな業務以外の全ての業務</p> | <p>郵送による転出証明書発行業務の増加</p> <p>死亡者増加に伴う死亡届の受付、埋火葬許可証、斎場使用許可証発行業務、斎場使用予約受付業務</p> |
| 出張所(10ヶ所) | <p>住民票・戸籍・印鑑・税証明等各種証明書発行業務</p> <p>印鑑登録業務</p> <p>住民異動届受付及び関連業務</p> <p>戸籍届書受付審査業務</p> <p>埋火葬許可証、斎場使用許可証発行業務</p> | <p>生涯学習課との連携により公民館の利用停止</p> <p>連区行事</p> | <p>既に中断した業務と想定される新たな業務以外の全ての業務</p> | <p>出張所閉鎖に伴う案内(本庁・窓口課・総務窓口課・他出張所への案内)</p> <p>地域住民への情報提供</p> |
| 保険年金課 | <p>国民健康保険の資格得喪の受付業務</p> <p>保険証等の発行業務</p> <p>高額療養費等給付受付及び支払業務</p> <p>保険料の賦課において期限が定められている業務</p> <p>後期高齢者医療保険の資格得喪業務</p> <p>保険証等の発行業務</p> <p>療養費等給付受付業務</p> <p>保険料の賦課において期限が定められている業務</p> <p>各種福祉医療費受給者証の発行</p> <p>医療費の給付助成に関する受付及び支払業務</p> | <p>レセプト点検過誤縦覧点検業務</p> <p>滞納整理事務</p> <p>保険料還付業務</p> <p>国民年金資格得喪免除申請受付業務</p> <p>国民年金裁定請求受付業務</p> <p>年金事務所への進達業務</p> <p>国民年金資格得喪免除申請受付業務</p> <p>国民年金裁定請求受付業務</p> <p>年金事務所への進達業務</p> | <p>特定健康診査後期高齢者医療健康診査総合健康診査に関する業務</p> <p>その他継続業務以外の全ての業務</p> | |

| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
|-------------|--|---|--|---|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 健康づくり課 | 休日・夜間急病診療所の運営及び管理業務 口腔衛生センターの運営及び管理業務 | 犬の登録に関する各種業務(登録・死亡・変更) 猫の避妊・去勢手術等の補助業務 不妊治療費等の補助業務 | 広域第二次救急関連業務(4市1町、9病院の取りまとめ) 狂犬病予防集合注射業務 予防接種(個別)のデータ管理業務 がん検診(個別)のデータ管理業務 養育医療給付業務 | 新型コロナウイルス感染症対策本部に関する業務(事務局庶務として保健所との連絡調整) 新型コロナウイルス感染症に関する電話(問い合わせ)への対応 国・県からの情報収集と情報発信に関する業務(関係機関との連絡調整) |
| 保健センター(3施設) | 母子健康手帳・母と子のしおりの交付 ハイリスク乳幼児・妊産婦訪問の実施 産後ケア事業申請受付と実施機関との調整 予防接種予診票発行業務(転入、紛失、広域)・データ管理業務 電話相談 | 健康相談 育児相談 マタニティクラス・新米ママさん教室 離乳食・幼児食教室 こんにちは赤ちゃん訪問 健診未受診児・健診事後指導訪問 節目骨健診 成人健康教室・健康づくり事業 特定保健指導 実習生指導 犬の登録に関する各種業務(登録・死亡・変更)(西・北保健センターのみ) 猫の避妊・去勢手術等の補助業務(西・北保健センターのみ) 不妊治療費等の補助業務(西・北保健センターのみ) 自主Gへの会場貸し出し(北保健センターのみ) | 乳幼児健康診査 9か月児健康相談 新生児産婦訪問 | 電話での問い合わせへの対応 ウェブページへの掲載(中保健センターのみ) 関係機関への連絡調整(中保健センターのみ) |
| 保健所設置準備室 | 保健所設置に係る条例・規則整備 保健所設置に係る移譲事務の実施準備 | 継続業務以外のすべての業務 | | |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|------------|--|---|---|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 尾西業務所総務管理課 | 尾西庁舎の開設、維持に関する業務(警備、当直業務) 町会長等の相談に関する業務 | 連区事務のサポートに関する業務 | 公印の管守 郵便物の受領・発送業務 | |
| 尾西事務所窓口課 | 住民票・戸籍・印鑑等各種証明書発行業務 印鑑登録業務 住民異動届受付及び関連業務 戸籍届書(死産届含)受付審査業務 埋火葬許可証、斎場使用許可証発行業務 国民健康保険・後期高齢者医療の資格得喪受付業務 保険証・各種受給者証発行業務及び医療費の給付・助成に関する受付業務 各種税務証明書の発行業及び市税の納付書再発行・収納業務 原動機付自転車標識交付・返納受付業務 障害者福祉に関する給付・助成に関する受付業務(日常的に必要なもの及び緊急を要するもの)及び障害者手帳交付等に関する業務 高齢者福祉緊急連絡通報システム・配食サービス受付業務 介護認定及び介護サービス申請・届出・相談業務 子育て支援に関する各手当の申請・届出受付業務 | 個人番号カードの交付に関する業務 住民実態調査に関する業務 障害者福祉日常生活用具(スロープなど日常的に必要なもの及び緊急を要するもの以外のもの) 障害者・高齢者寝具洗濯乾燥サービス事業の申請受付業務 高齢者入浴券交付事業申請受付業務 | 国民年金の資格得喪・免除申請受付業務 国民年金の裁定請求受付に関する業務 障害者福祉に関する各種申請の受付業務のうち緊急性の低いもの 高齢者福祉に関する日常生活用具の給付申請受付業務 家族介護者介護用品給付事業の申請受付業務 高齢者訪問理容サービス事業の申請受付業務 高齢者・障害者福祉タクシー券交付事業の申請受付業務 利用者負担限度額等認定申請受付及び認定証発行業務 県証紙売りさばき業務 | 郵送による転出証明書発行業務の増加 死亡者増加に伴う死亡届の受付、埋火葬許可証、斎場使用許可証発行業務、斎場使用予約受付業務 地域住民への新型コロナウイルス感染症に関する情報提供 要介護者への支援・相談 医療費等困窮の新規相談 生活保護制度による支援相談業務 |

| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
|-------------|---|--|---|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 木曾川事務所総務窓口課 | 住民票・戸籍・印鑑等各種証明書発行業務 印鑑登録業務 住民異動届受付及び関連業務 戸籍届書(死産届含)受付審査業務 埋火葬許可証、斎場使用許可証発行業務 国民健康保険・後期高齢者医療の資格得喪受付業務 保険証・各種受給者証発行業務及び医療費の給付・助成に関する受付業務 各種税務証明書の発行業及び市税の納付書再発行・収納業務 原動機付自転車標識交付・返納受付業務 障害者福祉に関する給付・助成に関する受付業務(日常的に必要なもの及び緊急を要するもの)及び障害者手帳交付等に関する業務 高齢者福祉緊急連絡通報システム・配食サービス受付業務 介護認定及び介護サービス申請・届出・相談業務 子育て支援に関する各手当の申請・届出受付業務 木曾川庁舎の開設、維持に関する業務(警備、当直業務) 町会長等の相談に関する業務 | 個人番号カードの交付に関する業務 住民実態調査に関する業務 障害者福祉日常生活用具(ストーマなど日常的に必要なもの及び緊急を要するもの以外のもの) 障害者・高齢者寝具洗濯乾燥サービス事業の申請受付業務 高齢者入浴券交付事業申請受付業務 連区事務のサポートに関する業務 | 国民年金の資格得喪・免除申請受付業務 国民年金の裁定請求受付に関する業務 障害者福祉に関する各種申請の受付業務のうち緊急性の低いもの 高齢者福祉に関する日常生活用具の給付申請受付業務 家族介護者介護用品給付事業の申請受付業務 高齢者訪問理容サービス事業の申請受付業務 高齢者・障害者福祉タクシー券交付事業の申請受付業務 利用者負担限度額等認定申請受付及び認定証発行業務 県証紙売りさばき業務 公印の管守 郵送物の受領、発送業務 | 郵送による転出証明書発行業務の増加 死亡者増加に伴う死亡届の受付、埋火葬許可証、斎場使用許可証発行業務、斎場使用予約受付業務 地域住民への新型コロナウイルス感染症に関する情報提供 要介護者への支援・相談 医療費等困窮の新規相談 生活保護制度による支援相談業務 |
| 中央看護専門学校 | 教育課程の計画に関する業務 国家試験受験手続等に関する業務 国・県への報告に関する業務 運営委員会に関する業務 講師・臨地実習の依頼に関する業務 卒業・閉校に関する業務 | 授業・学校行事の実地に関する業務 緊急を要しない営繕工事等 | 継続業務以外の全ての業務 | 学生および職員の新型コロナウイルス感染状況等の情報収集 休校判定会の開催 休校に伴う授業変更に関する業務 臨時運営委員会・臨時職員会議の開催 学生および職員の感染予防対策 休校に伴う関係機関(県及び実習先)との連絡調整 |

| 福祉部 | | | | |
|----------|--|---|------------------------------------|--|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 福祉課 | 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業給付費の支払業務 障害福祉サービス等の申請の受付及びそれに基づく支給決定業務 自立支援審査会関連業務 障害者の相談業務 障害者虐待の通報受付 医療保護入院の市長同意事務 各種申請の受付及びそれに基づく決定、進達等業務 日常生活用具の給付に関する業務 | 法人等への補助金交付関連業務 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業給付費の審査業務 障害福祉サービス等事業所実地指導業務 通所交通費、就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付金の決定、通知及び支払業務 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費、高額地域生活支援サービス費の決定、通知及び支払業務 成年後見制度利用支援事業 障害者団体等への補助金交付事務 障害に関する啓発事業 日常生活用具(ストーマなど日常的に必要なもの及び緊急を要するもの以外のもの)・運転免許取得費助成金の決定、通知および支払業務 身体障害者健康診査事業の実施、決定及び支払業務 寝具洗濯乾燥事業の実施、決定及び支払業務 職親・就職支度金の決定通知および支払業務 遺族援護・保護司会・更生保護女性会業務 福祉バスの運行業務 | 各種申請の受付及びそれに基づく決定、進達等業務のうち緊急性の低いもの | 感染拡大・蔓延防止のための障害福祉サービス等事業所との情報交換 業務委託先との連絡調整 まん延防止に関する事務 要介護者への支援・相談 |
| いづみ作業所 | 施設入所者の生活支援業務 | 短期入所支援業務 日中一時支援業務 緊急時一時受け入れ業務(空床確保事業) | 継続業務以外の全ての業務 | 生活支援物資・医療物品等の確保 保護者との連絡調整 職員・利用者の感染予防対策 |
| いづみ第2作業所 | 施設利用者の生活介護業務 施設利用者の就労継続支援業務 日中一時支援業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 保護者との連絡調整 職員・利用者の感染予防対策 | |
| いづみ福祉園 | 施設入所者の生活支援業務 | 短期入所支援業務 日中一時支援業務 緊急時一時受け入れ業務(空床確保事業) | 継続業務以外の全ての業務 | 生活支援物資・医療物品等の確保 保護者との連絡調整 職員・利用者の感染予防対策 |
| いづみフレンズ | 施設入所者の生活支援業務 | 短期入所支援業務 日中一時支援業務 緊急時一時受け入れ業務(空床確保事業) | 継続業務以外の全ての業務 | 生活支援物資・医療物品等の確保 保護者との連絡調整 職員・利用者の感染予防対策 |

| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
|--------|--|---|--|---|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 生活福祉課 | 扶助費支給業務 扶助費の決定・変更業務 行旅病死亡人取扱業務 | 家庭訪問業務のうち緊急性の低いもの | 継続業務以外の全ての業務 | 医療費等困窮の新規相談 生活保護制度による支援業務 |
| 高年福祉課 | 緊急連絡システム申請に関する業務 配食サービス申請に関する業務 認知症高齢者捜索支援サービス申請に関する業務 地域包括支援センター業務 行方不明高齢者等捜索メール配信事業 高齢者虐待等対応業務 | 三世交代、健康農園 長寿祝、金婚祝に関する業務 ことぶき作品展に関する業務 シルバー入浴助成券交付に関する業務 寝具洗濯乾燥サービス申請に関する業務 いきいきセンター等の施設利用に関する業務 あんしん介護予防事業(一般介護予防事業) 家庭介護教室 認知症家族支援事業 認知症サポーター養成講座 在宅医療介護連携推進事業 | 継続業務以外の全ての業務 | 要介護者の総合相談(地域包括支援センターとともに)及び一人暮らし高齢者等の安否確認、緊急対応 職員の感染予防対策 関係機関との連絡調整 各課との連絡調整、新たに発生する業務への対応 |
| 介護保険課 | 介護保険資格管理業務 介護保険料の賦課業務 介護認定申請受付業務 主治医意見書の作成依頼 介護認定調査業務 介護認定審査会の開催(調査票・意見書の内容確認、資料作成等) 介護認定業務(結果通知、負担割合証の作成等) 延期通知の発送業務 介護サービス等相談業務 介護サービスに関する申請・届出受付業務 給付費支払業務 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応 | 介護保険料の滞納整理業務 主治医意見書の督促業務 介護給付適正化業務(ケアプランチェック) 高齢者福祉計画策定委員会・高齢者福祉運営協議会の招集 介護サービス事業所等の指導に関する業務 地域密着型サービス運営委員会、介護施設等整備検討委員会 | 過誤納保険料の還付業務 利用者負担限度額等認定証発行業務 居宅サービス計画作成依頼等届出管理業務 介護サービス事業所等の各種申請・届出受付業務 | 介護サービス事業所等からの情報収集、状況把握、連絡調整及び指導 ケアプラン変更等に関する問い合わせ対応 |

| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
|------------|--|--|------------------|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 社会福祉協議会 | 資金貸付相談業務 車イス等の貸出し業務 日常生活自立支援事業の相談支援業務 共同募金・会費の収納業務 支会、各種団体助成業務 生活支援体制整備事業の内 ・連絡調整 居宅介護支援業務の内 ・サービス事業所等との連絡調整 ・経過及び伝達事項の記録 訪問介護業務の内 ・生活援助(食事の確保) ・身体介護(食事介助、服薬介助、排泄介助、部分清拭) 居宅介護支援業務の内 ・サービス事業所等との連絡調整 ・経過及び伝達事項の記録 ・介護保険の利用票の配布 (手渡しではなく、郵便受けに入れる) ・電話でモニタリングの確認 ・担当者会議は開催せず各事業所へ照会(原案作成) ・介護認定の各種申請の手続き 訪問介護業務の内 ・生活援助(食事の確保) ・身体介護(食事介助、服薬介助、排泄介助、部分清拭) 障害者相談支援業務の内 ・サービス事業所等との連絡調整 ・経過及び伝達事項の記録 | 福祉推進校事業 ・実践教室、体験学習の実施 ボランティアセンター事業の内 ・各種養成講座の開催 ・いちのみやボランティアフェスティバルの開催 ・家庭体験事業の実施 共同募金配分金事業の内 ・おもちゃ図書館運営 ・福祉善行児童生徒表彰式の開催 生活支援体制整備事業の内 ・各種講座の開催 居宅介護支援業務の内 ・介護認定更新申請の手続き ・介護認定更新調査 ・サービス利用票配布 訪問介護業務の内 ・生活援助(掃除、洗濯、食材以外の買物) ・身体介護(入浴介助) ・サービス担当者会議 居宅介護支援業務の内 ・介護認定更新調査 ・サービス担当者会議(対面での) ・対面訪問 訪問介護業務の内 ・生活援助(掃除、洗濯、食材以外の買物) ・身体介護(入浴介助) ・サービス担当者会議 | 継続業務以外のすべての業務 | 特例緊急小口資金貸付相談業務 情報収集と関係機関との連絡、調整 |
| 社会福祉事業団事務局 | | 児童館等の施設利用 放課後児童健全育成事業 いきいきセンター等の施設利用 あんしん介護予防事業(短期介護予防事業) | 既に中断した業務以外の全ての業務 | 施設間の連絡・調整業務 感染予防対策物品の購入・備蓄 |

| こども部 | | | | |
|------------------------|---|---|--|--|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 子育て支援課 子育て支援センターを含む | 放課後児童クラブ運営業務 児童に関する手当等支給事務 児童虐待・DV対応 子育て支援センター運営業務 ファミサポ・産後ヘルプ事業 | 放課後児童クラブ利用手数料の滞納整理業務 施設修繕に関すること 不足書類等の手続き案内に関する業務 制度啓発に関する業務 不正受給の調査及び指導に関する業務 返納金の徴収に関する業務 非常勤職員が行う相談業務 子育て支援センター開放事業 子育て支援センターが主催する事業 | 継続業務以外の全ての業務 | 情報収集と情報発信に関する業務 関係機関との連絡調整 感染予防対策物品の購入・備蓄 予防・まん延防止対策に関する事務 手当の後日受付・審査業務 手当の市民への後日受付の周知(ウェブサイト・広報等) 窓口職員の感染予防対策 |
| 青少年育成課 | 放課後子ども教室に関する業務(申込受付、決定等) 子ども・若者総合相談業務(電話) | 研修室貸出業務(自主事業を含む) 放課後子ども教室の開催(学校が休校等になった場合) 学校開放事業の開催 街頭監視・街頭啓発の実施 青少年健全育成大会の開催 成人式の開催 子ども・若者総合相談業務(面談) 学習室の開催 ヤングフェスティバル・サマーフェスティバルの開催 | 継続業務以外の全ての業務 | 事業の開催中止に伴う周知・連絡業務 |
| 保育課 | 保育所運営(栄養管理含む)業務 保育認定(無償化関係含む)業務 保育所等運営費支払い業務 保育料収納業務 一時、延長、病児保育業務 | 保育料滞納整理業務 保育所指導(栄養指導含む)業務 | 保育所施設、備品管理業務 公私立保育所各種届出等業務 認可外保育所関係業務 私立保育園、幼稚園等補助金業務 | 保育料減免業務 |
| 保育園(53園) | 保育所運営業務 | 地域交流活動業務(園庭開放、敬老会等) 保育園外活動業務(遠足等) 保育園行事(保育参観等) | 継続業務以外の全ての業務 | |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|--------|---|---|---------------------------------|-----------------------|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| いずみ学園 | 園児への療育支援業務 給食提供業務(母子通園除く) 通園バス運行業務(母子通園除く) 連合会への請求、国・県への届出事務等の庶務業務 | 施設修繕 体験療育業務 | 巡回相談業務 障害児相談業務 保育所等訪問支援業務 | 保護者への周知 関係機関との連絡調整 |
| 朝日荘 | 入所者の受入業務 入所者の生活、育児、就労支援 共同浴室の入浴管理業務 宿直業務(委託) 関係機関との連絡調整 | クリスマス会などの年間行事 カウンセリング業務 入所者の外泊許可や家族面会 子どもの補助保育業務 退所者のアフターフォロー | 継続業務以外の全ての業務 | |

| 環境部 | | | | |
|---------|---|---|---|---------------------------|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 環境保全課 | 環境法令に基づく公害規制・監視業務 公害苦情対応業務 鳥獣に関する業務 | 環境基本計画に関する業務 環境情報の発信・公害防止の啓発に関する業務 | 「いちのみやの環境」作成・公害対策協議会・各種会議に関する業務 不快害虫の駆除に関する業務 補助金に関する業務 | |
| 清掃対策課 | 一般廃棄物収集業務 資源回収資源業務 | 処理計画策定、統計業務 減量、資源化、環境美化啓発業務 粗大ごみリサイクル業務 | 残土、不適物収集業務 有害ごみ処理業務 | |
| 豊園管理事務所 | 火葬業務 | 墓地工事確認業務 墓地募集業務 | 既に中断した業務と想定される新たな業務以外の全ての業務 | 火葬件数の調整 関係機関との連絡調整 |
| 施設管理課 | 廃棄物の受入・焼却・不燃物破砕・焼却残渣処分業務 | 施設(エコハウス138、ゆうゆうのやかた)の利用 | 継続業務以外の全ての業務 | 感染廃棄物の処理業務 |
| 浄化課 | 一宮市衛生処理場の運転(委託業者)およびその管理(市職員) 衛生処理場の運転継続に必要な薬品等の発注業務 市内公衆便所の清掃業務(委託業者)およびその管理(市職員) 一般廃棄物処理業(し尿)および浄化槽清掃業の許可業務(年度末のみ) し尿および浄化槽に関する苦情の対応・処理に関すること | 浄化槽の設置補助金の手続き関係 | 継続業務以外のすべての業務 | |

| 経済部 | | | | |
|----------------------|---|---|--------------|---|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 商工観光課 | 商工会議所、商工会及び関係機関、各種団体等の連絡調整業務 中小企業等の資金融資に関する業務 セーフティネット保証制度に関する認定業務 災害調査に関する業務 | イベント等 | 継続業務以外の全ての業務 | 商工会議所及び商工会との連携による商店街等関係機関への情報提供・相談業務 大規模感染につながりやすい大規模事業所への注意喚起業務 融資制度等の活用による事業所への業務継続支援 観光情報等の問い合わせに対し市内観光の自粛要請 宿泊施設、観光施設等への感染情報の周知及び対応依頼 |
| 企業立地推進課 | 市内企業及び市内進出予定企業からの相談業務 | 競輪駐車場の管理業務 競輪場跡地利用事業の管理業務 | 継続業務以外の全ての業務 | |
| 農業振興課 | 農業振興地域の整備に関する業務 生産緑地に関する業務 農漁業近代化資金等の融資に関する業務 主要食糧の需給調整に関する業務 経営所得安定対策業務 鳥インフルエンザ等家畜防疫に関する業務 利用集積・中間管理事業業務 認定農業者に関する業務 有害鳥獣駆除に関する業務 農業委員会の開催 農地法の申請受付許可に関する業務 | 市単独補助業務 はつらつ農業塾に関する業務 環境保全型農業直接支払業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 家畜飼育者との連絡調整等の業務 関係機関(県)との連絡調整等の業務 |
| 働く婦人の家 | 市主催教室(春・秋) 貸館業務 施設業務 | 運営委員会の開催 市主催教室(春・秋) 貸館業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 休館の連絡業務及び電話対応 市主催教室の市民への周知 経済部・教室講師との連絡調整 |
| 一宮地場産業ファッションデザインセンター | 出捐団体及び業界団体等の連絡調整業務 施設の維持管理業務 | 貸館業務 展示会等イベント業務 セミナーや手織教室などの開催業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 職員の感染予防対策及び予防対策物品の購入備蓄 |

まちづくり部

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|--------|---|---|--|-------------------|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 都市計画課 | 法律等に基づく各種申請受付等業務(都市計画法・駐車場法等) 都市計画に関する確認証明業務 組合等市街地再開発の法的手続き等業務及び優良建築物等整備の法的手続き業務 | 各種説明会等開催業務 再開発事業相談 | 継続業務以外の全ての業務 | 関係者への中断業務の周知 |
| 区画整理課 | 土地区画整理事業区域内における建築行為等の審査・許可書の交付業務 住居表示実施区域内における住所設定業務 | 継続業務以外の全ての業務 | | |
| 公園緑地課 | 公園及び緑地の維持管理に関する業務(緊急性・継続性を有するもの) 街路樹の維持管理に関する業務(緊急性・継続性を有するもの) | 公園施設の使用等に関する業務 街路樹移設等の申請等に関する業務 違反広告物の取締りに関する業務 公園緑地の計画立案・策定業務 公園緑地の設計積算業務 国営・県営公園の整備促進に関する業務 花いっぱい運動に関する業務 緑の募金業務 国土緑化運動・育樹運動業務 学校緑化コンクール業務 緑化団体に関する業務 環境ボランティア団体活動支援業務 | 公園及び緑地の維持管理に関する業務(緊急性・継続性を有しないもの) 街路樹の維持管理に関する業務(緊急性・継続性を有しないもの) 屋外広告の許認可に関する業務 ツインアーチ138の国等との協議調整に関する業務 大規模公園に関わる地域連携に関する業務 主管する工事の監督業務 受託した工事の監督業務 リバーサイドフェスティバル運営協議会に関する業務 公園施設貸出業務 | 関係者への中断業務(工事等)の周知 |

| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
|--------|---|--|--|---|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 建築指導課 | <p>建築基準法の確認申請、認定、建築許可の各種申請受付・審査・検査業務</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく業務</p> <p>省エネルギー法に基づく届出・審査業務</p> <p>建築計画概要書の閲覧、確認台帳記載事項証明に関する事務</p> <p>ブロック塀等撤去費、アスベスト調査・除去費の補助事業に関する申請受付・審査業務</p> <p>人にやさしい街づくり条例に基づく届出・審査・通知業務</p> <p>建設リサイクル法に基づく届出・審査業務</p> <p>建築審査会・開発審査会・指導要綱に関する会議等の開催業務</p> <p>都市計画法に基づく開発許可、建築許可等の各種申請受付・審査・検査業務</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律の申出及び届出、国土利用計画法の届出、特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可に関する事務</p> | <p>建築物・住宅着工統計及び建築物除却統計に関する業務</p> <p>建築計画概要書、確認審査報告書、中間検査報告書及び完了検査報告書に関する審査業務</p> <p>老朽家屋の是正指導、通知書送付に関する業務</p> <p>建築相談、違反建築物の苦情相談業務、モニターパトロール、防災巡察に関する業務</p> <p>違反建築物の状況確認、指導、通知書送付の業務</p> <p>都市計画法の開発許可、建築許可等の相談、違反に関する業務</p> <p>特殊建築物の定期報告受付業務</p> | <p>継続業務、最初に中断する業務以外の全ての業務</p> | <p>業務の停止に伴う来庁者への周知</p> <p>電話、ファックス、メールなどでの相談業務</p> |
| 公共建築課 | <p>緊急を要する維持保全に関する設計・積算業務</p> <p>緊急を要する工事現場の安全確保に関する業務</p> | <p>改造・改修工事以外の設計・積算業務</p> <p>既契約された工事の中で、改造・改修工事以外の現場監理業務</p> | <p>継続業務以外の全ての業務</p> | |
| 住宅政策課 | <p>市営住宅に関する緊急修繕工事</p> <p>愛知県住宅供給公社が行う市営住宅の管理に関する事務で、入居者の安全に関する協議、指導</p> | <p>市営住宅に関する改修、修繕工事の設計業務</p> <p>市営住宅の悪質家賃滞納者の明渡し訴訟等の訴えに関する業務</p> <p>愛知県住宅供給公社が行う市営住宅の管理に関する事務で、窓口業務(新規入居)に関する協議、指導</p> <p>民間住宅の耐震化補助申請や、耐震化促進に関する業務で、全ての窓口業務、個別訪問による診断業務、耐震改修工事費補助に係る中間検査業務</p> <p>空き家対策に関する業務で、全ての窓口接客業務、通報のあった空き家の現場確認業務</p> <p>マンション管理等に関する相談で、全ての窓口業務</p> | <p>市営住宅に関する改修、修繕工事の発注業務</p> <p>市営住宅の悪質家賃滞納者の明渡し訴訟等の強制執行に関する業務</p> <p>愛知県住宅供給公社が行う市営住宅の管理に関する事務で、窓口業務(入居者の事務手続き)に関する協議、指導</p> <p>民間住宅の耐震化補助申請や、耐震化促進に関する業務で、最初に中断する業務を除いた全ての業務</p> <p>空き家対策に関する業務で、最初に中断する業務を除いた全ての業務</p> <p>マンション管理等に関する相談で、最初に中断する業務を除いた全ての業務</p> | <p>民間住宅の耐震化補助申請や、耐震化促進に関する業務で、窓口での接客業務中断による電話等による対応</p> <p>空き家対策に関する業務で、窓口での接客業務中断による電話等による対応</p> <p>マンション管理等に関する相談のため訪れる来庁者への周知等</p> |

建設部

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|--------|--|--|---------------|------------------------|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 建設総務課 | 業者、債権者(被補償者等)への支払い業務 土地売買契約済み用地等の所有権移転登記申請業務 部の予算の執行等(入札済工事の契約準備等)事務 課(部)内の庶務、連絡調整 土地開発公社の保有地取得資金の借換え業務(9月、3月の入札・借入) | 土地開発公社の保有地等管理事務 用地取得交渉に関する事務 市有地払い下げ事務 | 継続業務以外のすべての業務 | 各課との連絡調整、新たに発生する業務への対応 |
| 維持課 | 道水路等の機能維持、早期安全確保にかかる業務 現場着手済み工事の監督業務 | 工事の設計積算業務 点検整備等委託の設計積算業務 説明会(工事等)に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 関係者への中断業務(工事等)の周知 |
| 道路課 | 市発注済の道路工事の内、交通規制を伴う工事等に関する業務 県が施工する事業に関する問い合わせへの対応 | 道路工事(橋梁を含む)及び業務委託の設計積算業務 同盟会協議会に関する業務 説明会(工事等)に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 関係者への中断業務(工事等)の周知 |
| 道水路管理課 | 道路・河川等の占用、承認工事の許認可業務 開発行為・建築行為の合議 都市計画法第32条に関する業務 官民境界立会業務 道路幅員等に関する業務 特殊車両の通行許可事務 | 継続業務以外の全ての業務 | | 関係者への中断業務の周知 |
| 治水課 | 水位監視業務 工事監督業務 | 設計業務 協議会等事務局業務 | 継続業務以外のすべての業務 | 関係者への中断業務(工事等)の周知 |

| 会計課 | | | | |
|--------|--|--|------------|-----------------------------------|
| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 会計課 | 債権者への支払い業務 歳入金(現金・有価証券)の収入、保管業務 | 資金運用業務 指定金融機関等の検査業務 マイナンバー業務 | 県証紙売りさばき業務 | 非常時に円滑に出納業務を遂行するための指定金融機関との連絡調整業務 |

| 監査事務局 | | | | |
|--------|-----------------------------|-----------------------------|------------------|------------|
| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 監査事務局 | 住民監査請求 住民の直接請求に基づく監査 | 随時監査(工事監査) 財政援助団体等監査 | 定期監査 行政監査 | 監査委員への情報提供 |

| 議会事務局 | | | | |
|--------|--|-----------------------|--------------|--------------------------|
| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 庶務課 | 議員報酬及び費用弁償に関する業務 議員の任免、給与及び服務に関する業務 議場及び議会関係各室の使用に関する業務 市議会議員への連絡業務 | 儀式、交際及び議会関係者の接遇に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 新型コロナウイルス感染症情報の市議会議員への提供 |
| 議事調査課 | 定例会(本会議・委員会等)の開催に関する業務 | 行政調査の実施及び受け入れに関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 臨時会(本会議・委員会等)の開催に関する業務 |

病院事業部

| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
|------------|--|---|---|--|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 経営企画課 | 給与支払事務 企業借借入・償還業務 各債権者への支払業務 指定金融機関との支払金の資金決済 職員採用・退職等に関する業務 | 職員募集業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 職員の出勤・健康状態の把握 病院事業部内での連絡調整 |
| 市民病院(医療部門) | 入院患者への対応 外来診療 救急外来診療 | 予定手術 予定検査 リハビリテーションセンターの一部業務 一部の外来診療 | 新規入院 | 帰国者・接触者外来の設置 外来診療体制の見直し 来院者のトリアージ 感染患者受入準備 |
| 市民病院管理課 | 防災・軽微に関する業務 入院患者給食に関する業務 シーツ・手術着等クリーニング依頼業務 薬品・診療材料等購入業務 院内保育所に関する業務 | 統計業務 保存管理に関する業務 医学図書等直接診療に必要でない物品の購入業務 | 医療機器等の導入計画業務 | 帰国者・接触者外来の設置 来院者のトリアージ 薬品及び診療材料の確保 感染廃棄物等の処理 院内の情報発信に関する業務 |
| 市民病院業務課 | 患者受付に関する業務 病診連携に関する業務 医事システムの管理運用に関する業務 電子カルテシステムの管理運用に関する業務 医療相談に関する業務 診療録管理に関する業務 診療報酬請求に関する業務 | 未収金整理に関する業務 医療訴訟に関する業務 労働者災害補償保健に関する業務 各種証明書に関する業務 医療統計に関する業務 脳ドック及び各種健康診断に関する業務 | 再審査請求に関する業務 介護保険に関する業務 交通事故に関する業務 公害医療に関する業務 特定疾患に関する業務 診療報酬上の施設基準に関する業務 | 発熱外来の設置 来院者のトリアージ 窓口の整理 対象患者数の把握 外部委託業務の整理 |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|-------------------|---|---|---|---|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 木曾川市民病院 (医療部門) | 入院患者への対応 外来診療 救急外来診療 | 予定手術 予定検査 リハビリテーションの実施(一部) 外来診療(一部) | 新規入院 | 帰国者・接触者外来の設置 外来診療体制の見直し 来院者のトリアージ 感染患者受け入れ準備 |
| 木曾川市民病院業務課 | 患者受付に関する業務 病診連携に関する業務 電子カルテシステムの運用・管理に関する業務 医療相談に関する業務 診療報酬請求に関する業務 透析患者送迎に関する業務 入院患者給食に関する業務 病院寝具等クリーニング依頼業務 薬品・診療材料等の購入業務 物品の払出業務 防災・警備に関する業務 | 未収金管理に関する業務 医療訴訟に関する業務 労働者災害補償保険に関する業務 各種証明書に関する業務 各種健康診断に関する業務 統計業務 診療に必要なでない物品の購入業務 | 再審査請求に関する業務 介護保険に関する業務 交通事故に関する業務 公害医療に関する業務 特定疾患に関する業務 診療報酬上の施設基準に関する業務 医療機器等の導入計画業務 | 帰国者・接触者外来の設置 来院者のトリアージ 感染患者の入院受付業務 感染者対応報告文書等の作成 感染性廃棄物の処理 対象患者の把握 外部委託業者の調整 薬品及び診療材料の確保 院内の情報発信に関する業務 職員の出勤、健康状態の把握 |

| 教育文化部 | | | | |
|--|---|---|--|--|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 総務課 | 定例教育委員会の開催 奨学業務 就学、入学、転学及び退学に関する業務 叙位、叙勲業務 発注済の工事関係業務(緊急性の高いもののみ) 漏水補修等の緊急修繕 | 緊急を要しない調査統計に関する業務 施設設備の維持管理業務 学校訪問指導業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 臨時教育委員会の開催(新型コロナウイルス感染症に関する緊急の議題がある場合) 施設の状況確認 所管施設の目的外使用への対応 |
| 学校教育課 | 学校経営、管理に関する業務 児童生徒指導対策に関する業務 関係機関との連絡調整業務 カウンセラーによる教育相談等の関係業務 就学援助・特別支援教育就学奨励費業務 | 小中学校(休校等) 教育支援センター業務 学校教育に関する調査 健康診断等の関連業務 調査統計等の業務 巡回相談等の教育相談業務 学校訪問(管理訪問、指導訪問、要請訪問) 各種委員会、研修会開催等の業務 学校保健会等の業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 児童生徒の状況掌握 教職員の状況掌握、業務連絡 小中学校の休校に伴う処置手続 各校へ行事等の対応について指示、指導 休校時の学習状況の対応指示 各校の状況について情報収集、マスク対応 健康診断等の調整業務 |
| 学校給食課 (給食センター含む) | 施設・設備の維持管理業務 調理員の体調管理(検便等) | 学校給食調理・配送業務 栄養教諭・学校栄養職員による栄養指導事業 学校給食週間等の啓発事業 緊急を要しない修繕工事等の施設・設備の維持管理事業 | 継続業務以外の全ての業務 | 給食中断・再開に伴う食材業者との調整 給食中断・再開に伴う委託業者との調整 |
| 生涯学習課 (公民館22ヶ所・尾西生涯学習センター・尾西南部生涯学習センター含む) | 公民館の運営・管理業務 生涯学習センターの運営・管理業務 | 講座、講演会その他の催しの開催 各種会議、審議会の開催 | 生涯学習の振興、総合企画及び連絡調整業務 社会教育の振興、社会教育委員・社会教育団に関する業務 女性団体の育成指導、女性活動の促進に関する業務 文化団体、文化振興に関する業務 芸術の奨励に関する業務 ユネスコ活動に関する業務 国際交流、国際化推進に関する業務 継続事業以外の公民館に関する業務 継続業務以外の生涯学習センター事業に関する業務 | 事業中止の市民への周知 所管施設の目的外使用業務 休館の連絡業務及び電話対応 |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|---|--|--|----------------------------|---|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| スポーツ課 | 各種団体等との連絡業務 | 市民大会・各種大会・教室等の開催 所管スポーツ施設の貸し出し 各種委員会の開催 | 継続業務以外の全ての業務 | 休館・休業の連絡業務及び電話対応 所管施設の目的外使用業務 遺体安置所の設営・管理運営の整備 |
| 教育指定管理課 | 指定管理者との連絡調整業務 | 指定管理施設の利用 各種委員会の開催 緊急を要しない施設・設備の修繕工事に関する業務 | 継続業務以外全ての業務 | 休館・休業の連絡業務及び電話対応 指定管理施設の目的外使用業務 県内対応状況の情報収集 |
| 博物館事務局 (尾西歴史民俗資料館、三岸節子記念美術館、木曾川資料館含む) | 資料保存業務 | 各委員会、審議会の開催 資料調査収集業務 博物館等各施設の利用 各種講座、催し等の開催 | 文化財保護に関する業務 埋蔵文化財に関する業務 | 休館の連絡業務及び電話対応 事業中止の市民への周知 教育委員会・関係機関との連絡調整 |
| 図書館事務局 (中央図書館、尾西図書館、玉堂記念木曾川図書館、子ども文化広場図書館、尾西児童図書館含む) | 資料の収集、整理、保存業務 施設の維持管理業務 各種関係機関との連絡調整業務 | 各種開催行事に関する業務 (おはなし会、展示会、講座、講演会、上映会等) | 継続業務以外の開館中に実施している関係各種業務 | 各種行事中止、臨時休館の周知業務 事業再開に向けた関係機関との連絡調整業務、周知事務 休館中の実施に適した各種業務 |

| 消防本部 | | | | |
|-------------------|---|---|---|---|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 管理課 (4署・8出張所分) | 災害の警戒及び防御に関する業務 火災・救急・救助に関する業務 火災の調査に関する業務 車両の修繕に関する業務 | 訓練及び教育に関する業務 地理及び水利の調査研究に関する業務 災害統計に関する業務 救急の普及及び応急手当、指導に関する業務 火災予防に関する業務 自主防災に関する業務 | 署の施設の管理に関する業務 | 消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部に関する業務 国、県等からの依頼による、新型コロナウイルス関係の資料作成業務 関係機関との連絡調整 |
| 総務課 | 安全管理及び衛生管理に関する業務 水利及び車両の整備に関する業務 災害対策本部設置時の消防団との連絡調整業務 | 消防総合計画の企画調整に関する業務 音楽隊に関する業務 消防職員委員会に関する業務 消防計画に関する業務 消防相互応援に関する業務 消防団行催事に関する事務 | 統計に関する業務 職員の人事及び教養に関する業務 施設及び装備の整備に関する事務 消防団に関する業務 | 感染予防対策物品の調達 新型コロナウイルス関係の衛生活動の業務 消防団員への感染予防対策の周知 |
| 通信指令課 | 災害受信に関する業務 消防部隊の統制運用に関する業務 消防通信の運用に関する業務 消防防災に係る情報収集及び伝達に関する業務 | 無線局の管理に関する事務 無線従事者の選任及び解任等に関する事務 | 庁内情報システムの運用に関する事務 | 119番通報(救急要請、病院紹介等)の増大に伴う対応 |
| 予防課 | 火災の調査に関する業務 | 火災予防対策の企画及び調整に関する業務 火災調査技術の研究指導に関する業務 建築物等の防火及び防災に関する業務 危険物取扱者及び危険物保安監督者等の育成指導に関する業務 防火管理に関する業務 査察基準の策定及び査察技術の指導に関する業務 火災予防査察に関する業務 防火対象物の定期点検制度に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | |

| 上下水道部 | | | | |
|--------|---|--|--|------------------------------|
| 課(公所)名 | 継続業務 | 中断業務 | | 想定される新たな業務 |
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 経営総務課 | 職員の給与支払業務 公金の支払・収納業務 企業債の借入、償還業務 地方公営企業法に基づく調整業務 市民サービスを維持するために必要な物品(燃料、エネルギーを含む)の調達 | 公文書等の仕分け及び発送 固定資産台帳整備業務 物品調達にかかる入札・契約業務のうち、緊急度、重要度の低いもの 工事関係の入札及び契約締結に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 緊急、不可欠な条例、規則の制定業務 対策予算の編成 |
| 営業課 | 検針・検満データ作成業務 開閉栓業務 口座振替業務 納付書・督促状発送業務 収納・還付業務 調定処理業務 窓口・電話対応・証明書発行業務 メーター取替・撤去処理(入力)業務 受益者負担金賦課業務 | 納付書戻り等の現地調査 現地調査等滞納整理 検針業務(未検針・再検針・調査) 受益者負担金説明会 納付書戻り等現地調査 公共下水道の供用開始に関する業務 公共下水道への接続促進業務 | 開始・中止指針入力業務 下水開始入力業務 新設データ・改造開始入力業務 統計業務 催告・停水予告発送業務 給水停止業務 還付・充当・破産処理業務 | |
| 計画調整課 | 上下水道部の防災関係全般に関する取りまとめ業務 | 上下水道事業の基本計画に関する業務 上下水道事業の拡張計画及び改良計画に関する業務 日本下水道事業団との協定及び工事に関する業務 流域下水道の負担金等の調定に関する業務 日光川上流及び五条川右岸流域下水道推進協議会に関する業務 上下水道事業審議会の運営に関する業務 上下水道部職員の防災訓練等に関する業務 | 上下水道部の防災関係以外の総合調整に関する業務 | 関係部署との連絡調整業務 |
| 上水道整備課 | 既発注工事に関する業務 | 設計・積算業務 簡易水道統合に関する業務 愛知県簡易水道協会一宮支部の業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 工事の中止に関する業務 |
| 下水道建設課 | 既発注工事に関する業務 | 設計・積算業務 国・県補助金に関する業務 工事説明会に関する業務 国・県調査に関する業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 工事の中止に関する業務 |

| 課(公所)名 | 継 続 業 務 | 中 断 業 務 | | 想定される新たな業務 |
|--------------------------|---|---|---------------------------------------|----------------|
| | | 最初に中断する業務 | 次に中断する業務 | |
| 給排水設備課 | 給水・排水工事申請受付・審査業務 水道・下水道埋設状況調査業務 私道敷公共下水道管布設に関する受付業務 給水・排水工事完了検査業務 給水・排水工事立会い業務 給水・排水指定工事店の指定更新業務 | 給水・排水工事監督業務 給水・排水指定工事店の指定業務 | 給水・排水工事設計業務 水道・下水道メーター取替業務 | |
| 管路保全課 | 緊急漏水等修繕業務 緊急下水道管修繕業務 緊急下水道管渠清掃業務 道路工事等による折損修理業務 上下水道管維持修繕業務 水質苦情受付調査業務 | 上下水道管現地調査点検業務 貯蔵品等倉庫管理業務 修繕箇所舗装復旧工事 修繕に伴い統計管理業務 上下水道埋設管照会業務 竣工図管理業務 埋設管の立会業務 他機関の占用工事の現場立会業務 | 上下水道台帳管理システム運用業務 国、県等の調査報告作成業務 | |
| 施設保全課 東部浄化センターを含む | 処理場・ポンプ場の維持管理業務 処理場・ポンプ場の緊急修繕業務 下水処理場等の法定水質検査 水道水質管理及び水質検査業務 | 緊急を要しない修繕 施設見学の対応 下水処理場運転管理の水質検査 | 継続業務以外の全ての業務 | |
| 佐千原浄水場 | 安全な水道水の安定供給業務 主要な施設の維持管理業務 | 緊急を要しない修繕業務 施設見学等の受入れ業務 | 継続業務以外の全ての業務 | 薬品及び燃料等の増量確保業務 |

一宮市業務継続計画（BCP）【新型コロナウイルス編】

発行年月 令和3年2月

発行 一宮市

編集 総合政策部危機管理課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5-6

電話：0586-28-8959